

平成24年度における一括交付金の拡充方針について（案）

国庫補助金等の一括交付金化については、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定、以下「大綱」という）、「平成23年度予算編成の基本方針」（平成22年12月16日閣議決定）等に基づき、地域自主戦略交付金の拡充に向け、以下の方向で取り組む。

1 投資関係

（都道府県分）

- ・ 事業選択における自由度をより拡大するとともに、効率的・効果的な執行が可能となるように、地方の意見を聞きながら、対象事業の拡大、増額を図る。
- ・ 検討に当たっては、地方からの提案も踏まえ、積極的な対象事業の追加・対象要件の見直しを行うこととする。その際、個々の補助金の目的・性質や一括交付金化した場合の効果等の観点を踏まえる。

（市町村分）

- ・ 都道府県分と比べ、年度間の変動や地域間の偏在が大きいなどの課題が指摘されており、地方からも慎重な検討を求める意見がある。また、本年3月に発生した東日本大震災の影響等も勘案する必要がある。
- ・ これを踏まえ、平成24年度においては、市町村の規模又は地域により、導入対象となる地方公共団体の範囲を絞って検討してはどうか。
例えば、まずは市町村のうち、規模も大きく、都道府県に準じた権能を有する政令指定都市を対象に検討を進めてはどうか。

2 経常関係

- ・ 経常に係る補助金・交付金等については、その太宗が「社会保障・義務教育関係」であり、かつ全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等がかなりの部分を占めている。
- ・ また、その他の部分についても国家補償的性格のものや地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等が相当程度を占めているとともに、地方団体からは「全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費は対象としないこと」等の意見がある。
- ・ 以上を踏まえ、大綱における整理方針をもとに、対象となりうる事業を更に精査していくこととする。

3 その他

- ・ 制度拡充に伴う所要財源については、関係府省より相応の拠出を求める。また、後進地域特例法に伴う所要財源を確保する。
- ・ 客観的指標による配分については、地方が実施している継続事業等に十分配慮しつつその割合の拡大を検討する。また、地方からの提案を踏まえ、本年度の運用状況等を検証しつつ必要に応じて指標の見直しについて検討する。
- ・ 事務手続・添付書類の簡素化など、執行・手続き面においては、地方からの要望及び事業の実施状況を踏まえつつ、関係府省の協力を得ながら必要な見直しを行う。
- ・ 地方公共団体の予見可能性を高められるよう、制度の拡充内容、改善点等について、可能な限り早期に地方へ情報提供等を行っていく。